

阿寒国立公園満喫プロジェクト地域協議会

阿寒地域部会（第2回）

議事次第

日時：平成28年10月26日（水）10:00～12:00

場所：阿寒湖まりむ館 多目的ホール

1 開会

2 議題

(1) 阿寒国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム

2020（素案）について

(2) その他

3 閉会

【配布資料一覧】

資料1 阿寒国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2020（素案）

資料2 阿寒国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2020（素案）への
意見等について

資料3 「国立公園満喫プロジェクト」実施に資する各省事業の概要（暫定版）

参考資料 阿寒国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム 2020 の検討の
進め方

阿寒国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2020 (素案)

はじめに

2016年3月に、政府により「明日の日本を支える観光ビジョン」がとりまとめられ、訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人とすることが新たな目標として掲げられた。この目標を達成し、なおかつ裾野の広い観光を通じて活気ある地域社会の実現を目指すためには、我が国の自然・文化・気候・食等の豊富な観光資源を今まで以上に活用することが必要となってくる。

我が国の国立公園は、豊かな自然に加え、地域に根ざした生活文化や地域産業、食等の魅力ある観光資源を有しているが、これまで十分にそのポテンシャルが発揮されていなかったことからビジョンでは日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、「国立公園満喫プロジェクト」として、2020年までに訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施し、訪日外国人の国立公園利用者数を現在の年間430万人から2020年には2倍以上の1,000万人に増やすことを目指すこととされた。

本ステップアッププログラムは、この目標を達成するため、全国の国立公園の中で先行的、集中的に取組を実施する国立公園として選定された阿寒国立公園における具体的な取組について、2016年度から2020年度までの5年間を計画期間とした“ロードマップ”として策定するものである。

1. 現状分析

(1) 阿寒国立公園の特色

阿寒国立公園は、「火山と森と湖」が織りなす広大な景観を有する国立公園である。現在も噴気活動を続ける火山性の山々、それらを包むように広がる天然林、山麓には阿寒湖、摩周湖、屈斜路湖に代表される湖が点在する。その豊かな自然の中で希少種を含む多くの野生動植物が育まれ、公園内の各地で、それぞれ特徴的な温泉が湧出している。公園内にはアイヌコタンがあり、アイヌの伝統文化が伝承継承されている。

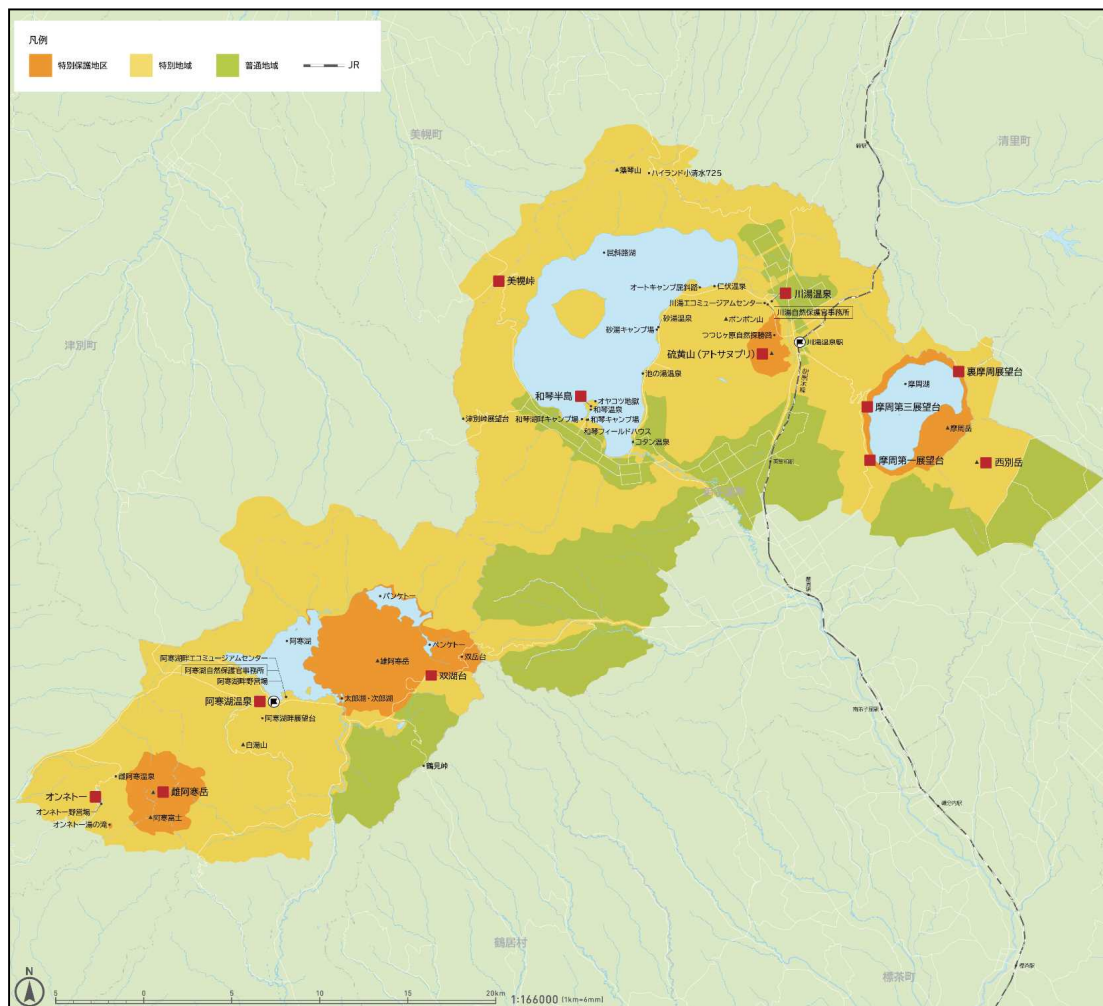
このような豊かな自然を舞台に、季節ごとに利用者のニーズなどに応じて、登山やトレッキング、森林散策、ドライブ、カヌー、釣り、スキー、キャンプ、温泉浴など様々な利用が進められている。

イメージ

公園の特色や魅力をPRできるような写真

<阿寒国立公園data>

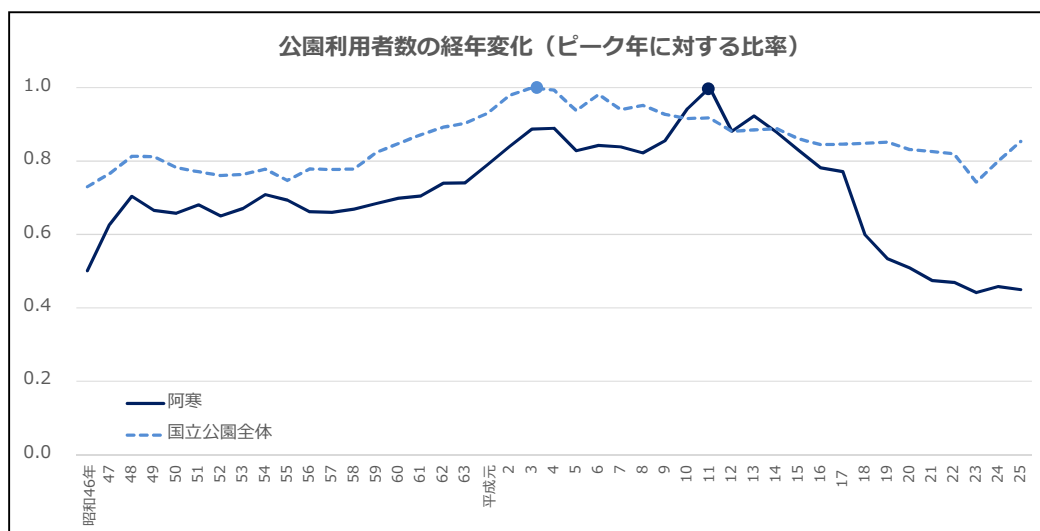
指定年月日	1934（昭和9）年12月4日
公園面積	90,481ha
火山地形	阿寒湖カルデラ、屈斜路カルデラ（日本最大級の規模） 雄阿寒岳（1,371m）、雌阿寒岳（1,499m）、藻琴山（1,000m） 硫黄山（508m）
湖沼	阿寒湖、摩周湖（世界有数の透明度）、屈斜路湖、オンネトー
植物	トドマツ、エゾマツ、イソツツジ、メアカンキンバイ 阿寒湖のマリモ（国指定特別天然記念物）
動物	ヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾリス クマゲラ、オジロワシ、シマフクロウ
温泉	阿寒湖、雌阿寒、川湯、仁伏、砂湯、池の湯、コタン、和琴
文化	アイヌ文化



(2) 阿寒国立公園の利用の現状

1) 国立公園の利用者数

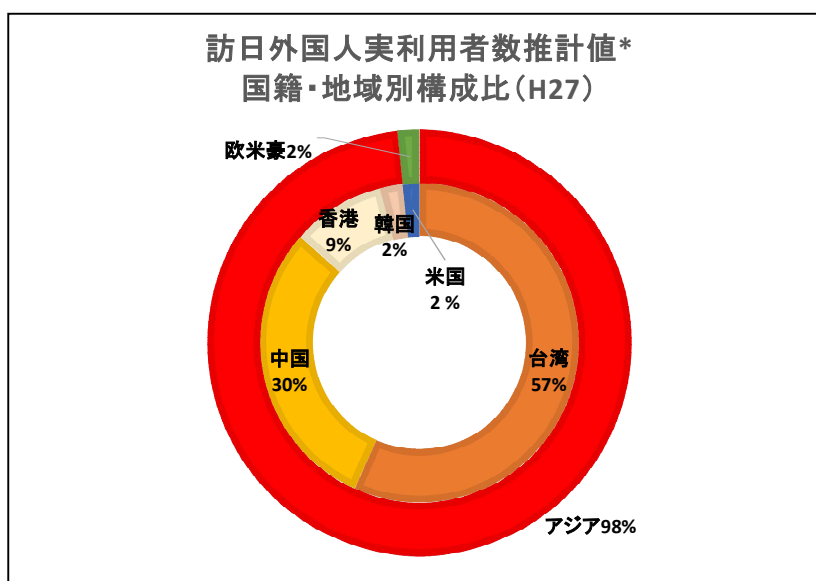
阿寒国立公園の利用者数は、調査が開始された1971（昭和46）年から増加し、1999（平成11）年の786万人をピークに、以降は減少傾向にある。2013（平成25）年の利用者数は、353万人であった。



2) 外国人利用者数

2015（平成27）年の阿寒国立公園の外国人利用者数は、6.3万人であった。国・地域別に見ると、アジア：6.2万人（全体の98%）、欧米豪：0.1万（同2%）となっており、アジアでは台湾（同57%）、中国（同30%）、香港（同9%）の割合が高い。

※環境省「国立公園別訪日外国人国籍別実利用者数推計値」



(3) 阿寒国立公園の課題

- 利用者のニーズの変化などに対応した利用メニュー・滞在プログラムの提供
- 受け入れ態勢の充実
 - ・施設（新設・再整備）の向上
 - ・案内・接客等のサービスの向上
- まちなみ景観の向上
- アクセスの利便性向上（特に二次交通）
- 利用者の減少
- ブランド力強化と認知度向上
- 地域（経済）の活性化

2. コンセプトと取組の方針

(コンセプト)

火山と森と湖が織りなす原生自然を堪能する

(取組の方針)

阿寒国立公園の特色である「火山と森と湖」が織りなす原生的な自然・景観、特徴的な温泉、豊かな野生動植物、アイヌの伝統文化など、自然の恵みと伝統文化をしっかりと保護・維持する。

その上で、本来の姿のままの自然や文化を体験していただくため、適正かつ持続可能な利用を推進する。このことにより、非日常的な体験を世界の人々に提供するとともに、最高の自然環境をツーリズムなどに開放し、高品質・高付加価値のインバウンド市場を創造する。各種取組を推進する上での基本的な方針を以下に示す。

- ・豊かな自然環境及び自然資源の保護を大前提とした上で、適正かつ持続可能な利用を推進する。
- ・質の高い居心地のよい滞在空間を創出・演出する。
- ・滞在時間の延長とリピーターの増加を目指す。
- ・それぞれの関係者が主体性を持って取り組む。
- ・阿寒摩周国立公園（仮称）への名称変更も意識しつつ、関係者相互に有機的な連携を図る。
- ・阿寒地域と摩周地域で自然や魅力は異なることから、共通認識を持ちつつ、それぞれの地域の特色を生かした取組を進める。
- ・地域経済の向上など地域活性化につなげることを意識して取り組む。
- ・ステップアッププログラムの進捗状況等を定期的に把握し、必要に応じて見直しを行うなど柔軟に取り組む。

(ターゲット)

- ・2015（平成 27）年の外国人利用者数のうち、98%がアジアからの利用者が占めており、引き続きアジアからの利用者の一層の誘致を進める。また、長期滞在型などの利用を目指すといった観点からは、現在 2%に留まっている欧米豪からの利用者を重要なターゲットと位置づけ、着実にその増加を図ることが必要である。
- ・利用者のうちの圧倒的多数を占める国内利用者については、近年減少傾向が続いているものの、地域全体への効果という観点からは非常に重要なターゲットであるため、再び増加傾向となるような取組を進める。
- ・地域を限定しないで「富裕者層」、「高齢者層」をターゲットとして設定する。

ターゲット		旅行形態	関心事項
外国人	アジアからの利用者	団体、マスツーリズム	自然、食
利用者	欧米豪からの利用者	個人、エコツーリズム	自然、歴史、 文化、食
国内利用者		個人、エコツーリズム	
富裕者、高齢者		個人、エコツーリズム	

3. 目標

ステップアッププログラム 2020 の実施により、阿寒国立公園において 2020（平成 32）年に達成すべき目標を以下のとおり設定する。

- ・外国人利用者数：〇万人（2015（平成 27）年：6.3 万人）

北海道では 2020（平成 32）年を目途として、外国人観光客を 2015（平成 27）年の 208 万人から 500 万人に増加させることを目標としており、そのことも踏まえて目標設定を検討する。

※「外国人利用者数」以外の目標については、設定の可否を含めて要検討

4. プロジェクトの実施

(1) 主要交通拠点から国立公園主要利用拠点までのアクセスルートに係る事項

1) アクセスルートの特定と取組方針

阿寒国立公園までのアクセスルートとして、国立公園から 70km 以内（自家用車での所要時間 90 分以内）の距離に位置する 3 つの空港（釧路空港、女満別空港、中標津空港）を主要交通拠点として位置づけ、それらの拠点から国立公園に至るルートを設定する。

2) アクセスルート上で実施する事項

- ・ 2017（平成 29）年度までに、主要交通拠点の釧路空港において、阿寒国立公園に誘導するための多言語に対応した案内板の設置等を行う（環境省）
- ・ ○○（平成○）年度までに、主要交通拠点の女満別空港及び中標津空港において、阿寒国立公園に誘導するための多言語に対応した案内板の検討・設置等を行う（環境省）
- ・ ○○（平成○）年度までに、アクセスルート上の阿寒国立公園の入口に、エントランス標識等を設置する（環境省）

- ・ ○○（平成○）年度までに、アクセスルート上の道の駅のトイレのユニバーサルデザイン化を行う（○○）
- ・ ○○ S A、○○道の駅、○○空港において、外国人を含めた旅行者へ阿寒国立公園を紹介し、ツアー等の手配を行う有人のブースを○○（平成○）年度までに設置する方向で、施設管理者と調整を行う（○○）
- ・ ○○（平成○）年度までに、主要交通拠点の 3 つの空港からの二次交通の充実に係る検討を行い、その結果に基づき充実を図る（○○）

3) その他のアクセスに関する事項

- ・ 阿寒国立公園の阿寒地域と摩周地域を結ぶ「阿寒横断道路」は、国立公園の利用上重要なルートであるため、ルート上にある双湖台・双岳台の展望地を含め、引き続き国立公園内の道路として良好な景観の確保を図る（○○）

(2) 国立公園内に係る事項

1) 国立公園全体の取組方針

※2) の各ビューポイントにおける取組を総括して記載。その際、特に目玉となるような取組を強調する。

- ①多様なサービスの提供のための民間活用
 - (i) ビジターセンター等公共施設の民間開放
 - (ii) 上質な宿泊施設の誘致
 - (iii) ツアー・プログラム開発とガイド育成
 - (iv) 利用料等の公園管理への活用
- ②まちなみ等の景観改善
- ③インバウンド対応のための施設整備等

2) ビューポイント（重点取組地域）に係る事項

①ビューポイントの設定

本ステップアッププログラムの目標達成に向けては、観光資源としてのポテンシャルがあり、かつ幅広い主体による有機的な連携が期待される地域を設定し、それぞれの地域において重点的な取組を推進していくことが重要である。そのため、阿寒国立公園における観光資源としてのポテンシャル等を踏まえ、以下の5つの地域を「ビューポイント（重点取組地域）」として設定した。

<阿寒地域>

- (i) 阿寒湖
- (ii) オンネトー・雌阿寒岳

<摩周地域>

- (iii) 川湯温泉・硫黄山
- (iv) 摩周湖
- (v) 屈斜路湖

②ビューポイントにおいて実施する事項

<阿寒地域>

(i) 阿寒湖

ア) 多様なサービスの提供のための民間活用

a) ビジターセンター等公共施設の民間開放

- ・2016（平成 28）年度までに、阿寒湖畔エコミュージアムセンターにおけるカフェやツアーデスクの併設など民間開放のあり方を検討する（環境省）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、阿寒湖温泉街の玄関口となるフォレストガーデン（駐車場、ウェルカムセンター等）を整備し、観光案内やツアーの手配が一元的にできるようにするとともに、地域の特色を生かした飲食・物販を開始する（〇〇）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、阿寒湖畔スキー場頂上付近にカフェ等を誘致し、阿寒湖の景観を楽しみながら休憩できる環境を整える（〇〇）

b) 上質な宿泊施設の誘致

- ・〇〇（平成〇）年度までに、利用者層の幅を広げるため、地域合意を得ながら富裕者層をターゲットとした施設の誘致を検討する（〇〇）

c) ツアー・プログラム開発とガイド育成

- ・2017（平成 29）年度までに、阿寒湖において適切な利用を推進するためのあり方の検討を進め、全体構想等としてとりまとめる（環境省）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、以上の全体構想等に基づき、具体的なツアー・プログラムの開発・実施を図る（〇〇）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、利用者にアイヌ文化への関心や理解を深めてもらうため、アイヌの思想・精神に沿ったツアー・プログラム等の開発・実施を図る（〇〇）

d) 利用料等の公園管理への活用

- ・〇〇（平成〇）年度までに、阿寒湖畔における駐車場利用に係る協力金について、阿寒湖畔の魅力向上のための用途等を検討する（〇〇）

イ) まちなみ等の景観改善

- ・〇〇（平成〇）年度までに、阿寒湖畔温泉街におけるまちなみ景観の改善手法の検討を進め、その結果に基づき改善を図る（〇〇）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、アイヌコタンの魅力向上のための検討を進め、その結果に基づいた取組を行う（〇〇）

ウ) インバウンド対応のための施設整備等

- ・2016（平成 28）年度までに、阿寒湖畔集団施設地区整備基本構想の見直しを行い、新たな整備計画としてとりまとめる（環境省）
- ・2019（平成 31）年度までに、以上の整備計画に基づき、阿寒湖畔園地内の歩道の再整備、新たな魅力地点につながる歩道の新設、阿寒湖畔エコミュージアムセンターの再整備、IT を用いた多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（環境省）

- ・2017（平成 29）年度までに、阿寒湖畔集団施設地区の公衆トイレの改修などや阿寒湖畔野営場の再整備等を行う（北海道）
- ・2017（平成 29）年度までに、雌阿寒岳登山線（白湯山）の再整備等を行う（北海道）

(ii) オンネトー・雌阿寒岳

ア) 多様なサービスの提供のための民間活用

a) ビジターセンター等公共施設の民間開放

—

b) 上質な宿泊施設の誘致

—

c) ツアー・プログラム開発とガイド育成

- ・2017（平成 29）年度までに、オンネトー・雌阿寒岳において適切な利用を推進するためのあり方の検討を進め、全体構想等としてとりまとめる（環境省）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、以上の全体構想等に基づき、具体的なツアー・プログラムの開発・実施を図る（〇〇）

d) 利用料等の公園管理への活用

—

イ) まちなみ等の景観改善

—

ウ) インバウンド対応のための施設整備等

- ・〇〇（平成〇）年度までに、オンネトー園地における施設の再整備、多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（〇〇）
- ・2020（平成 32）年度までに、雌阿寒温泉園地における施設の再整備、多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（〇〇）

<摩周地域>

(iii) 川湯温泉・硫黄山

ア) 多様なサービスの提供のための民間活用

a) ビジターセンター等公共施設の民間開放

- ・2016（平成 28）年度までに、川湯エコミュージアムセンターにおけるカフェやツアーデスクの併設など民間開放のあり方を検討する（環境省）

b) 上質な宿泊施設の誘致

—

c) ツアー・プログラム開発とガイド育成

- ・2017（平成 29）年度までに、川湯温泉・硫黄山において適切な利用を推進するためのあり方の検討を進め、全体構想等としてとりまとめる（環境省）

<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇（平成〇）年度までに、以上の全体構想等に基づき、具体的なツアー・プログラムの開発・実施を図る（〇〇） <p>d) 利用料等の公園管理への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇（平成〇）年度までに、硫黄山における駐車場利用に係る協力金について、硫黄山の魅力向上のための用途等を検討する（〇〇） <p>イ) まちなみ等の景観改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇（平成〇）年度までに、川湯温泉街におけるまちなみ景観の改善手法の検討を進め、その結果に基づき改善を図る（〇〇） <p>ウ) インバウンド対応のための施設整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016（平成 28）年度までに、川湯集団施設地区の整備計画をとりまとめる（環境省） ・2019（平成 31）年度までに、以上の整備計画に基づき、川湯園地内の歩道の再整備、川湯エコミュージアムセンターの再整備、多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（環境省） ・2019（平成 31）年度までに、つつじヶ原探勝路の再整備、多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（環境省）

(iv) 摩周湖

<p>ア) 多様なサービスの提供のための民間活用</p> <p>a) ビジターセンター等公共施設の民間開放</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇（平成〇）年度までに展望台へのカフェの併設など民間開放のあり方を検討する（〇〇）。 <p>b) 上質な宿泊施設の誘致</p> <p>—</p> <p>c) ツアー・プログラム開発とガイド育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017（平成 29）年度までに、摩周湖において適切な利用を推進するためのあり方の検討を進め、全体構想等としてとりまとめる（環境省） ・〇〇（平成〇）年度までに、以上の全体構想等に基づき、具体的なツアー・プログラムの開発・実施を図る（〇〇） <p>d) 利用料等の公園管理への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇（平成〇）年度までに、摩周湖における駐車場利用に係る協力金について、摩周湖の魅力向上のための用途等を検討する（〇〇） <p>イ) まちなみ等の景観改善</p> <p>—</p> <p>ウ) インバウンド対応のための施設整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇（平成〇）年度までに、摩周湖第1展望台、摩周湖第3展望台、裏摩周展望台の再整備等のあり方の検討を進め、その結果に基づき再整備等を行う（〇〇） ・摩周岳や西別岳に至る登山道について、引き続き関係者の協力を得つつ維持管理等を行う（環境省）
--

- ・2017（平成 29）年度までに、摩周第一園地の公衆トイレの改修等を行う（北海道）

(v) 屈斜路湖

ア) 多様なサービスの提供のための民間活用

a) ビジターセンター等公共施設の民間開放

—

b) 上質な宿泊施設の誘致

—

c) ツアー・プログラム開発とガイド育成

- ・2017（平成 29）年度までに、屈斜路湖において適切な利用を推進するためのあり方の検討を進め、全体構想等としてとりまとめる（環境省）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、以上の全体構想等に基づき、具体的なツアー・プログラムの開発・実施を図る（〇〇）

d) 利用料等の公園管理への活用

—

イ) まちなみ等の景観改善

—

ウ) インバウンド対応のための施設整備等

- ・2016（平成 28）年度までに、和琴集団施設地区の整備計画をとりまとめる（環境省）
- ・2019（平成 31）年度までに、以上の整備計画に基づき、和琴園地内の歩道やキャンプ場の再整備、多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（環境省）
- ・2017（平成 29）年度までに、砂湯野営場の再整備等を行う（北海道）
- ・2017（平成 29）年度までに、美幌峠園地の再整備等を行う（北海道）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、屈斜路カルデラ外輪山に位置し、阿寒国立公園のエントランスとしても重要な各展望施設について、その再整備、多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（〇〇）

3) その他の箇所に係る事項

- ・〇〇（平成〇）年度までに、〇〇の再整備、多言語に対応した解説看板や標識の整備等を行う（〇〇）

(3) プロモーションに係る事項

本ステップアッププログラムの目標である「2020年（平成32）年の外国人利用者数：〇万人」を達成するためには、各ターゲットに向けて効果的かつ効率的にその増加を図るための積極的なプロモーションが非常に重要であり、関係者が連携して以下の取組を実施する。

- ・2016（平成28）年度までに、阿寒国立公園の魅力等を情報発信するためのプロモーション動画を作製し、インバウンドの増加に直接的な効果が期待される海外メディア等に対してプロモーションを実施する（環境省）
 - ・2017（平成29）年度までに、阿寒国立公園におけるインバウンドの増加を図るためのプロモーション戦略（仮称）をとりまとめる（環境省）
 - ・〇〇（平成〇）年度までに、以上のプロモーション戦略（仮称）に基づき、具体的なプロモーションを実施する（〇〇）
- ・〇〇（平成〇）年度までに、阿寒国立公園に海外にSNSで発信力のあるブロガーを招待し、海外に向けて発信していただく（〇〇）
 - ・〇〇（平成〇）年度までに、カーナビに阿寒国立公園の区域が表示されるよう、カーナビ開発会社と調整する（〇〇）
 - ・〇〇（平成〇）年度までに、阿寒国立公園の自然、歴史文化、楽しみ方等を紹介する多言語のガイドブックを作成し、売り上げの一部を阿寒国立公園の魅力向上のための費用に充てる仕組みを構築する（〇〇）
 - ・〇〇SA、〇〇道の駅、〇〇空港に、外国人を含めた旅行者へ阿寒国立公園を紹介し、ツアー等の手配を行う有人のブースを〇〇（平成〇）年度までに設置する方向で、施設管理者と調整を行う（〇〇）
 - ・〇〇（平成〇）年度までに、外国人を含めた旅行者向けのプロジェクションマッピングの実施を検討する（〇〇）

(4) スケジュール

※様式等について検討中

5. 効果検証

※環境省本省において共通記載事項等について検討中

阿寒国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2020（素案）への意見等について

阿寒国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2020（素案）について、各主体において実施すべき取組等を検討の上、記載内容の提供をお願いします。内容に関するご意見がありましたら、あわせてお知らせください。

なお、各取組の内容については、素案における記載内容（環境省や北海道の取組）を参考に、実施時期等を明記した形で記載いただくようお願いします。

また、最終的なステップアッププログラム（パンフレット等の広報媒体を含む）には、阿寒国立公園の魅力等が実感できる写真の掲載を予定しています。各機関等において所有され、ステップアッププログラム等に掲載可能な写真がありましたら、あわせて提供をお願いいたします。

記載内容、意見及び写真については、以下の締切りまでに、以下の送付先まで電子メールにて提出をお願いします。

【締切り】

記載内容・意見：平成 28 年 11 月 9 日（水）まで
写真の提供：平成 28 年 11 月 16 日（水）まで

【送付先】

北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 八川
環境省釧路自然環境事務所

E-mail：yagawa.masaki@pref.hokkaido.lg.jp
NCO-KUSHIRO@env.go.jp

※ご意見等については、必ず上記 2 つのアドレス宛にお送りいただくようお願いいたします。

<問合せ>

北海道釧路総合振興局		
保健環境部環境生活課	八川	TEL：0154-43-9150
環境省阿寒湖自然保護官事務所	安藤	TEL：0154-67-2624
川湯自然保護官事務所	萱島	TEL：015-483-2335

※ この一覧表は各事業の概要を記したもので、各々の具体的な目的、内容、要件等については、各々の交付要綱、取扱いにかかる要領、Q&A等を確認する必要があります。
 ※1 満喫プロジェクトと各事業との関係性をイメージしたものであり、各事業の内容の一部が対象になりうると思われるものを記載したものです。

「国立公園満喫プロジェクト」実施に資する各省事業の概要（暫定版）

- ①国立公園までのアクセスルート
- ②ツアー・プログラムの開発とガイド育成
- ③まちなみ等の景観改善
- ④ビューポイントの整備（施設の民間開放、宿泊施設の誘致、インバウンド対応施設整備等）
- ⑤プロモーション・誘導策

省庁名	事業名	主な事業内容	事業対象者	補助率/交付率	満喫Pとの関係	H28 補正予算 (百万円)	H29予算 (概算要) (百万円)	備考	問い合わせ先
観光庁	訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業【新規】	観光拠点を中心に面的に受入基盤を整備（ハード・ソフト事業） （事業内容例） A. 観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良支援 B. 多言語化、バリアフリー化など空港、港、鉄軌道駅、バスターミナル等のインバウンド対応支援 C. 宿泊施設のインバウンド対応（Wifi整備、案内表示多言語化、トイレ洋式化、タブレット端末整備等）支援 D. 車両、情報提供、交通サービス、手ぶら観光カウンター等に係るインバウンド対応（案内標識多言語化、Wifi整備、バスのユニバーサルデザイン化等）支援 E. 訪日外国人旅行者の要望・不満調査	(A～D) 民間団体、都道府県、市町村、協議会等 (E) 観光本庁が執行	定額、 1/2、 2/5、 1/3、 1/4	①	15500	15500	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf	■課室名 外客受入参事官室 ■電話番号 03-5253-8111（内線27-902、27-609、27-903）
	①JNTO（日本政府観光局）によるビジット・ジャパン事業 ②国と地方の連携によるビジットジャパン事業【継続】	①JNTO(日本政府観光局)による訪日プロモーション事業 ・海外広告宣伝 ・海外メディア招請 ・旅行博出展及びイベント開催 ・海外旅行会社招請 ・ツアー共同広告 等 ②国と地方（自治体及び観光関係団体等）が都道府県の枠を超え広域に連携して取り組む訪日プロモーション事業 ・海外メディア招請 ・海外旅行会社招請 ・商談会の実施 等	①JNTOが執行 ②地方運輸局・沖縄総合事務局が執行	②総事業費の 1/2	⑤	-	12500 の内数	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/vjc.html http://www.jnto.go.jp/jpn/projects/promotion/vj/index.html	■課室名 国際観光課 ■電話番号 03-5253-8111（内線27-528） （内線27-404） 各地方運輸局観光部国際観光課及び沖縄総合事務局運輸部企画室でも可。
	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業（東北観光復興対策交付金）【継続】	地域の発案に基づき実施される滞在コンテンツの充実・強化等のインバウンドを呼び込むための取組の支援 （事業内容例） ・体験プログラムなど滞在コンテンツの充実・強化 ・東北の魅力を海外に発信する取組（海外の旅行会社の招請等） ・受入環境整備 ※十和田八幡平国立公園に対象が限定される	東北6県の地方公共団体	8/10	①②⑤	800	4466	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf ※①に関しては、取組例にある屋外広告物の制限や撤去、電線の地中化などは対象外。	■課室名 観光地域振興課 ■電話番号 03-5253-8111（内線27-702）
	広域観光周遊ルート形成促進事業【継続】	モデルコースを中心とした、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、外国人旅行者の周遊促進等に関する地域の取組を支援 （事業内容例） ・体験型滞在プログラムの開発・提供、モニターツアー ・二次交通の利便性向上、他言語表記の充実 ・地方公共団体等が広域に連携した海外プロモーション 等	広域観光周遊ルート形成計画の申請者等（実施主体）	1/2	①②⑤	-	1990	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikikankou.html ※①に関しては、取組例にある屋外広告物の制限や撤去、電線の地中化などは対象外。	■課室名 観光地域振興課 ■電話番号 03-5253-8111（内線27-723）
	観光地域ブランド確立支援事業【継続】	認定された観光圏を対象とした、地域独自のブランド確立に向けた取組の支援。 ※8公園に関連する既存観光圏として、水のカムイ観光圏（釧路市、弟子屈町）、阿蘇くじゅう観光圏（阿蘇市他）が存在 （事業内容例） ブランド戦略に基づく各種事業への支援 ・宿泊魅力の向上（おもてなし向上研修等） ・滞在コンテンツの充実（体験メニューの作成等） ・移動の利便性向上（交通機関の共通パスの作成等）	観光地域づくりプラットフォーム（※） ※観光圏整備法に基づき作成され、かつ同法第8条第3項により新たに認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている法人。	2/5	①②⑤	-	252	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/brand.html ※①に関しては、取組例にある屋外広告物の制限や撤去、電線の地中化などは対象外。	■課室名 観光地域振興課 ■電話番号 03-5253-8111（内線27-702）

省庁名	事業名	主な事業内容	事業対象者	補助率/交付率	満喫Pとの関係	H28補正予算	H29予算(概算要)	備考	問い合わせ先
	観光資源を活用した観光地魅力創造事業【継続】	単一の市町村・観光協会・交通事業者等により構成される協議会を対象とし、着地型旅行商品、体制づくり、受入環境整備、二次交通等の施策を一体的に支援 (事業内容例) ・食と農を活かしたファームツーリズムの推進(帯広市) ・アルプス山岳郷におけるエコツーリズムの推進(松本市) ・クルーズ船寄港を活用したインバウンド対応や地域密着型観光の推進(日南市)等	観光関係者からなる協議会(単一市町村等がメンバー) ※8公園地域では釧路市、日光市、指宿市が採択済	1/2	①②③⑤	-	440	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000216.html http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000210.html	■課室名 観光資源課 ■電話番号 03-5253-8111(内線27-822) ※自治体など申請者からの問い合わせ先は基本的に運輸局となっている。詳細な問い合わせ先は別添資料もしくは事業参考HPの公募要領を参考のこと。
国土交通省	ドライブ観光共通パスの創設による旅行需要の平準化【継続】(北海道のみ)	地域間・季節間の旅行需要平準化のため、レンタカーを利用して北海道内を周遊する外国人旅行者を対象にした観光施設等の特典をまとめたパスの創設に向けた検討を行う(※レンタカーは北海道を訪れる外国人旅行者の二次交通として重要性が増している)。 (事業内容) ・パス創設による地方部や非繁忙期の観光地への外国人旅行者の誘導効果の検証等	-	-	①⑤	-	36	(事業参考HP URL) http://hokkaido-driving.coupons/	■課室名 北海道局参事官付 ■電話番号 03-5253-8111(内線52215)
	街なみ環境整備事業【継続】	景観形成を図るべきこととされている区域等において、道路・歩道の美装化、街路灯の整備、電線の地中化、周辺と調和した建物の修景整備等を支援する事業	地方公共団体、法定協議会	1/2、1/3	①③	社会資本整備総合交付金の内数	社会資本整備総合交付金の内数	http://www.mlit.go.jp/common/001017215.pdf	■課室名 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 ■電話番号 03-5253-8111(内線39677)
	空き家対策総合支援事業	空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置 ・空き家の活用 (例:空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用) ・空き家の除却 (例:ポケットパークとして利用するための空き家の解体) ・関連する事業 (例:空き家を低所得者向けの住宅に活用、周辺建物の外観整備)	地方公共団体、法定協議会(民間事業者と連携)	[空き家の活用] 1/2、1/3 [空き家の除却] 2/5	③	2000	3000	http://www.mlit.go.jp/common/001126790.pdf	■課室名 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 ■電話番号 03-5253-8111(内線39394)
経産省	地域未来投資促進事業(のうち「2.(1)サービス等生産性向上IT導入支援事業」及び「3.(4)商店街・まちなか集客力向上支援事業」)	2. 中小企業IT経営力向上支援事業 (1) サービス等生産性向上IT導入支援事業 サービス等生産性向上を支援するITシステムの導入等費用の一部補助。 3. 需要開拓支援事業(中堅・中小等) (4) 商店街・まちなか集客力向上支援事業 外国人観光客の消費を商店街・中心市街地に取り込むとともに、消費喚起に向けた機能向上、施設整備を促進	2.(1) 中小企業等 3.(4) ①商店街組織等 ②認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等	2.(1) 2/3 3.(4) ①2/3 ②2/3又は1/2	④⑤ ④	100,130の内数	-	(事業参考HP URL) http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pdf/h28_2hosyu_yosan_pr.pdf(27頁)	■課室名 2.(1) 商務情報政策局サービス政策課 3.(4) ①中小企業庁商業課 ②地域経済産業G中心市街地活性化室 ■電話番号 2.(1) 03-3580-3922 3.(4) ①03-3501-1929 ②03-3501-3754
	ふるさと名物応援事業(のうち(1)ふるさと名物支援事業)	○中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、商品・サービスの開発や販路開拓を支援。 (補助率2/3、補助上限500~2000万円) ○地域の団体等による農工商等連携体構築の機会の創出を促進するとともに「ふるさと名物応援宣言」を通じた取組の創出と地域ぐるみの取組を支援。(定額補助) ○地域の関係者を巻き込み、魅力ある地域資源をブランド化して、国内外に売り出す取組の中心的人材をOJT研修等により育成し、その活動を支援(定額補助)	中小企業・小規模事業者等	定額補助 2/3	⑤	-	2,500の内数	(事業参考HP URL) http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/i/i_chuki_03.pdf	※事業執行については各経済産業局が窓口となっている。 ■課室名 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課 ■電話番号 03-3501-1767
農林水産省	農山漁村振興交付金	訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増大を図るため、自立的に事業を実施できる体制の整備、中間支援組織の活用、「農」「林」「水」の各分野における農林漁業体験の充実(外国人向け体験プログラムの企画等)などのソフト対策及び農山漁村への集客力を高めるための滞在施設の整備(Wi-Fi環境の構築、古民家の改修・トイレの洋式化、廃校を活用した施設整備等)等のハード対策を支援	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	定額、1/2等	②③⑤	-	15,000の内数	(事業参考HP URL) http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html	問い合わせ窓口は各地方農政局 ■課室名 農村振興局都市農村交流課 ■電話番号 03-3502-5946
林野庁	森林景観を活かした観光資源の創出	国有林内における「レクリエーションの森」において、モデル箇所を選定し、重点的に国有林野の観光資源としての活用推進事業を実施する。 (事業内容例) ・環境保全対策としての修景伐採 ・木道などの施設整備 ・多言語看板やパンフレット作成 ・多言語ウェブサイトの整備等 ※本事業は、環境省「国立公園満喫プロジェクト」の実施地域の周辺等のレクリエーションの森を対象。	直轄事業(事業により、本庁又は森林管理局が執行)	10/10		-	250	「レクリエーションの森」(参考URL) http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html	■課室名(事業担当課) 国有林部 経営企画課国林野総合利用推進室 ■電話番号(本庁) 03-6744-2323

省庁名	事業名	主な事業内容	事業対象者	補助率/交付率	満喫Pとの関係	H28 補正予算	H29予算 (概算要)	備考	問い合わせ先
文化庁	日本遺産魅力発信推進事業	日本遺産に認定された地域に対して、「日本遺産」を通じた地域活性化を目的として、①情報発信・人材育成、②普及啓発、③公開活用のための整備に対して必要な財政支援を行う。 (事業内容例) ①情報発信、人材育成事業 多言語HP、パンフレットの作成等 ②普及啓発事業 発表会、展覧会、ワークショップ等 ③公開活用のための整備に係る事業 周辺環境等整備(トイレ・ベンチ、説明板の設置等)等 ・普及啓発としてのイベントの実施 ・トイレ、ベンチ、看板等の整備 ・専門家派遣 等	市町村	定額	②⑤	-	1,673	8公園中、大山隠岐国立公園のみ、公園内に日本遺産のストーリーを構成する文化財が存在する。 (事業参考HP URL) http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosai/yosan/pdf/h29_gaiyo_sanko.pdf	■課室名 文化庁文化財部記念物課 ■電話番号 03-5253-4111 ■メールアドレス japan-heritage@bunka.go.jp
	文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業	地域の文化芸術資源を磨き上げるとともに、芸術家・団体等と産学官の連携を促進することにより、持続的な地域経済の発展や社会的包摂の取組を牽引する拠点を全国に形成する。 (事業内容例) ・ワークショップの開催 ・文化芸術政策の企画立案のための調査や運営 ・多言語対応の文化事業 等	市町村	～1/2	②⑤	-	4,552	(事業参考HP URL)	■課室名 文化庁文化財部芸術文化課文化活動振興室 ■電話番号 03-5253-4111(内線2836)
内閣府地方創生推進事務局	地方創生推進交付金	「地方版総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。 (1)先駆タイプ、(2)横展開タイプ、(3)隘路打開タイプ、のいずれかの事業タイプで申請する。しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくりのいずれかの事業に該当する事業が対象である。その際自立性に加え、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を含む申請であることが必要。	地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体	1/2	①②③④⑤	-	117,000	(事業参考HP URL) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h28-suisin.pdf	■課室名 内閣府地方創生推進事務局 ■電話番号 TEL: 03-5510-2151
	地方創生拠点整備交付金	「地方版総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される事業であって、未来への投資という観点から、地方創生の深化に向けて、効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援する。 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設の整備等が対象である。	地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体	1/2	④	90,000	-	(事業参考HP URL) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousei_setumeikai/h28-09-12-siryos-2.pdf http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousei_setumeikai/h28-09-12-siryos-3.pdf	■課室名 内閣府地方創生推進事務局 ■電話番号 TEL: 03-5510-2151
内閣府知的財産戦略推進事務局	クールジャパン拠点連携実証調査	全国に点在するクールジャパン拠点間の連携・ネットワーク化を推進するための方策に係る実証プロジェクトを募集し、その効果・改善点を調査・分析し、クールジャパン拠点の連携に向けた先行事例・ベストプラクティスの創出に取り組みます。 ※1) プロジェクト募集期間:平成28年11月初旬(予定) ※2) プロジェクト採択予定件数: 8件程度	法人格を有する者、地方公共団体等	定額(1件あたり500万円～2,000万円(税込)程度)	①②③④⑤	131	-	(事業参考HP URL) http://www.cao.go.jp/cool_japan/press/press.html	■課室名 内閣府知的財産戦略推進事務局 ■電話番号 TEL: 03-3581-2549
環境省	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	1.外国人満喫ツアーコンテンツの磨き上げ・人材育成事業 2.国立公園満喫プロジェクト広報戦略策定事業 3.外国人受入れ体制推進事業	直轄事業		②、⑤	200		(事業参考HP URL) http://www.env.go.jp/guide/budget/h28/h28-hos2-gaiyo/002.pdf	■課室名 国立公園利用推進室 ■電話番号 03-5521-8271
	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	1.ステップアッププログラムの推進 2.個別プログラム(①外国人向け満喫ツアーコンテンツの発掘、磨き上げ、人材育成、②広報戦略に基づく海外への情報発信)の実施 3.ステップアッププログラム2020のフォローアップと水平展開 4.温泉資源を活用した地域活性化・魅力向上事業	直轄事業 ※4については民間事業者を経由して公募で選定された自治体等へ配賦		②、⑤		500	(事業参考HP URL) http://www.env.go.jp/guide/budget/h29/h29-beppy/1_b050.pdf	■課室名 1,3:国立公園課 2:国立公園利用推進室 4:温泉地保護利用推進室 ■電話番号 1,3:03-5521-8277 2:03-5521-8271 4:03-5521-8280
	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	1.選定8公園における国立公園施設の整備 等 2.選定8公園において地方公共団体が行う施設の整備の支援に対する交付金	1.直轄事業 2.都道府県	2.の場合、都道府県1/2	④	10,089		(事業参考HP URL) http://www.env.go.jp/guide/budget/h28/h28-hos2-gaiyo/002.pdf	■課室名 自然環境整備課 ■電話番号 03-5521-8280
	国立公園満喫プロジェクト推進施設等整備費	選定8公園における国立公園施設の整備 等 1.国立公園への誘導 2.ビューポイントの整備 3.ビジターセンター等の再整備	直轄事業		④		1,500	(事業参考HP URL) http://www.env.go.jp/guide/budget/h29/h29-beppy/1_b059.pdf	■課室名 自然環境整備課 ■電話番号 03-5521-8280
	自然公園等事業費	全国の国立公園等 1.国立公園施設の整備 等 2.国立公園において地方公共団体が行う施設の整備等の支援に対する交付金	1.直轄事業 2.都道府県	2.の場合、都道府県1/2	④		8,114	(事業参考HP URL) http://www.env.go.jp/guide/budget/h29/h29-beppy/1_b060.pdf	■課室名 自然環境整備課 ■電話番号 03-5521-8280
	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業 協議会に対する資源調査、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、ネットワーク構築に要する経費を支援	エコツーリズム法に基づくエコツーリズム推進協議会	地域協議会への交付金1/2	②、⑤		25	(事業参考HP URL) http://www.env.go.jp/guide/budget/h29/h29-beppy/1_b048.pdf	■課室名 国立公園利用推進室 ■電話番号 03-5521-8271

省庁名	事業名	主な事業内容	事業対象者	補助率/交付率	満喫Pとの関係	H28 補正予算	H29予算 (概算要)	備考	問い合わせ先
	生物多様性保全 推進支援事業	自然公園法等で指定された保護地域における保全再生等	要綱・要領 に基づく地 域生物多様 性協議会	地域協議会へ の交付金1/2	④		75	(事業参考HP URL) http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html	■課室名 生物多様性施策推進室 ■電話番号 03-5521-9108

※ この一覧表は各事業の概要を記したもので、各々の具体の目的、内容、要件等について各々の交付要綱、取扱いにかかる要領、Q&A等を確認する必要がある。
 ※1 満喫プロジェクトと各事業との関係性をイメージしたものであり、各事業の内容の一例になりうると思われるものを記載したものである。

「国立公園満喫プロジェクト」実施に資する各省事業の概要

- ①国立公園までのアクセスルート
- ②ツアー・プログラムの開発とガイド育成
- ③まちなみ等の景観改善
- ④ビューポイントの整備（施設の民間開放、宿泊施設の誘致、インバウンド対応施設整備等）
- ⑤プロモーション・誘導策

(百万円) (百万円)

省庁名	事業名	主な事業内容	事業対象者	補助率/交付率	満喫Pとの関係	H28 補正予算	H29予算 (概算要)	備考	問い合わせ先
観光庁	訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業【新規】	観光拠点を中心に面的に受入基盤を整備（ハード・ソフト事業） (事業内容例) A. 観光案内所その他観光拠点情報・交流施設の整備・改良支援 B. 多言語化、バリアフリー化など空港、港、鉄道路駅、バスターミナル等のインバウンド対応支援 C. 宿泊施設のインバウンド対応（Wifi整備、案内表示多言語化、トイレ洋式化、タブレット端末整備等）支援 D. 車両、情報提供、交通サービス、手ぶら観光カウンター等に係るインバウンド対応（案内標識多言語化、Wifi整備、バスのユニバーサルデザイン化等）支援	(A～D) 民間団体、都道府県、市町村、協議会等 (E) 観光本庁が執行	定額、1/2、2/5、1/3、1/4	①	15500	15500	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf	■課室名 外客受入参事官室 03-5253-8111（内線27-902、27-609、27-903）
	①JNTO（日本政府観光局）によるビジット・ジャパン事業 ②国と地方の連携によるビジット・ジャパン事業【継続】	①JNTO(日本政府観光局)による訪日プロモーション事業 ・海外広告宣伝 ・海外メディア招請 ・旅行博出展及びイベント開催 ・海外旅行会社招請 ・ツアー共同広告 等 ②国と地方（自治体及び観光関係団体等）が都道府県の枠を超え広域に連携して取り組む訪日プロモーション事業 ・海外メディア招請 ・海外旅行会社招請 ・商談会の実施 等	①JNTOが執行 ②地方運輸局・沖縄総合事務局が執行	②総事業費の1/2	⑤	-	12500 の内数	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/vjc.html http://www.jnto.go.jp/jpn/projects/promotion/vj/index.html	■課室名 国際観光課 03-5253-8111（内線27-528） （内線27-404） 各地方運輸局観光部国際観光課及び沖縄総合事務局運輸部企画室でも可。
	東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業（東北観光復興対策交付金）【継続】	地域の発案に基づき実施される滞在コンテンツの充実・強化等のインバウンドを呼び込むための取組の支援（交付率：8/10） (事業内容例) ・インバウンド促進、体験+交流機会の創出体験プログラムなど滞在コンテンツの充実・強化 ・東北の魅力を国内外海外に発信する取組（海外の旅行会社の招請等）	東北6県の自治体地方公共団体	8/10	①②③⑤	800	4466	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf ※①に関しては、取組例にある屋外広告物の制限	■課室名 観光地域振興課 03-5253-8111（内線27-702）
	広域観光周遊ルート形成促進事業【継続】	モデルコースを中心とした、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、外国人旅行者の周遊促進等に関する地域の取組を支援 (事業内容例) →観光周遊ルートの認定、モデルコース策定 ・体験型滞在プログラムの開発・提供、モニターツアーの支援 →交通の利便性向上、他言語表記の充実海外プロモーション	広域観光周遊ルート形成計画の申請者等（実施主体） 民間企業等 （広域観光周遊ルートの認定）	1/2	①②③⑤	-	1990	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikikankou.html	■課室名 観光地域振興課 03-5253-8111（内線27-723）
	観光地域ブランド確立支援事業【継続】	認定された観光圏を対象とした、地域独自のブランド確立に向けた取組の支援。 ※8公園に関連する既存観光圏として、水のカムイ観光圏（釧路市、弟子屈町）、阿蘇くじゅう観光圏（阿蘇市他）が存在 (事業内容例) ①地域の将来像の策定、ブランド戦略の構築に対する支援 ②ブランド戦略に基づく各種事業への支援 ・宿泊魅力の向上（おもてなし向上研修等） ・滞在コンテンツの充実（体験メニューの作成等） ・移動の利便性向上（交通機関の共通パスの作成等）	観光地域づくりプラットフォーム（※） ※観光圏整備法に基づき作成され、かつ同法第8条第3項により新たに認定を受けた観光圏整備実施計画記載されている法	④上限500万円 ②事業費の4割 2/5	①②⑤	-	252	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/brand.html ※①に関しては、取組例にある屋外広告物の制限や撤去、電線の中地化などは対象外。	■課室名 観光地域振興課 03-5253-8111（内線27-702）
	観光資源を活用した観光地魅力創造事業【継続】	単一の市町村・観光協会・交通事業者等により構成される協議会を対象とし、着地型旅行商品、体制づくり、受入環境整備、二次交通等の施策を一体的に支援 (事業内容例) ・食と農を活かしたファームツーリズムの推進（帯広市） ・アルプス山岳郷におけるエコツーリズムの推進（松本市） ・クルーズ船寄港を活用したインバウンド対応や地域密着型観光の推進（日南市） 等	観光関係者からなる協議会（単一市町村等がメンバー） ※8公園地域では釧路市、日光市、指宿市	1/2	①②③⑤	-	440	(事業参考HP URL) http://www.mlit.go.jp/common/001142742.pdf http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000216.html http://www.mlit.go.jp/kankocho/news05_000	■課室名 観光資源課 03-5253-8111（内線27-822） ※自治体など申請者からの問い合わせ先は基本的に運輸局となっている。詳細な問い合わせ先は別添資料もしくは事業参考HPの公募要領を参考のこと。

国土交通省	ドライブ観光共通パスの創設による旅行需要の平準化【継続】	地域間・季節間の旅行需要平準化のため、レンタカーを利用して北海道内を周遊する外国人旅行者を対象にした観光施設等の特典をまとめたパスの創設に向けた検討を行う（※レンタカーは北海道を訪れる外国人旅行者の二次交通として重要性が増している）。 (事業内容) ・パス創設による地方部や非繁忙期の観光地への外国人旅行者の誘導効果の検証 等	-	-	①⑤	-	36	(事業参考HP URL) http://hokkaido-driving.coupons/	北海道局参事官付 山本 03-5253-8111 (内線52215)
国土交通省	街なみ環境整備事業【継続】	景観形成を図るべきこととされている区域等において、道路・歩道の美化、街路灯の整備、電線の地中化、周辺と調和した建物の修景整備等を支援する事業	地方公共団体、法定協議会	1/2、1/3	①③	社会資本整備総合交付金の内数	社会資本整備総合交付金の内数	http://www.mlit.go.jp/commcn/001017215.pdf	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 松本 03-5253-8111 (内線39677)
経産省	地域未来投資促進事業 (のうち「2. (1) サービス等生産性向上IT導入支援事業」 「2. 中小企業IT経営力向上支援事業」及び「3. (4) 商店街・まちなか集客力向上支援事業」)	2. 中小企業IT経営力向上支援事業 (1) サービス等生産性向上IT導入支援事業 - (2) 経営力向上・IT基盤整備支援事業 - (3) IT関連の専門家等派遣事業 3. 需要開拓支援事業 (中堅・中小等) のうち (4) 商店街・まちなか集客力向上支援事業 外国人観光客の消費を商店街・中心市街地に取り込むとともに、消費喚起に向けた機能向上、施設整備を促進	2. 中小企業等 3. (4) ①商店街組織等 ②認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等	2. (1)2/3 3.(4) ①2/3 ②2/3又は1/2	④⑤ ④	100,130の内数	-	(事業参考HP URL) http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pdf/h28_2hosyuyosan_pr.pdf (29頁)	■課室名 2. (1) 商務情報政策局サービス政策課 03-3580-3922 3. (4) ①中小企業庁商業課 03-3501-1929 ②地域経済産業G中心市街地活性化室 03-3501-3754
	先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業	コンテンツ制作企業と地域の観光・スポーツ分野等の事業者がコンソーシアムを形成し、新たなコンテンツ制作・表現技術 (VR,AR,AI編集,ドローン空撮等) によるプロモーション映像等の制作等に対して支援を実施します。	民間企業等	1/2 2/3	⑤	-	500	(事業参考HP URL) http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/i/i_shojo_14.pdf	■課室名 商務情報政策局文化情報関連産業課 03-3501-9537 商務情報政策局サービス政策課
	地域・まちなか商業活性化支援事業 (のうち(2)公共的機能、買い物機能の維持・強化を図る全国モデル型)	地域の中心市街地等のまちなか、商店街において民間事業者や商店街組織などに補助 (事業内容例) ②地域交流 (まちなか交流スペースの設置、コミュニティカフェの設置) ⑤外国人対応 (WiFiの設置、免税対応機器等の導入) ⑥地域資源活用 (アンテナショップの設置、オリジナル商品等の開発等) ⑦公共的機能 (街路灯・休憩所・手洗い所等の整備) 等	①認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等 ①商店街組織	2/3以下	④⑤	-	2,500の内数	(事業参考HP URL) http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/i/i_chuki_08.pdf	■課室名 中小企業庁商業課 03-3501-1929 商務流通保安グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754
	ふるさと名物応援事業 (のうち(1)ふるさと名物支援事業)	○中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、商品・サービスの開発や販路開拓を支援。 (補助率2/3、補助上限500~2000万円) ○地域の団体等による農工商等連携体構築の機会の創出を促進するとともに「ふるさと名物応援宣言」を通じた取組の創出と地域ぐるみの取組を支援。(定額補助) ○地域の関係者を巻き込み、魅力ある地域資源をブランド化して、国内外に売り出す取組の中心的人材をIT研修等により育て	中小企業・小規模事業者等	定額補助 2/3	⑤	-	2,500の内数	(事業参考HP URL) http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pr/i/i_chuki_03.pdf	※事業執行については各経済産業局が窓口となっている。 ■経産本省 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課 ■電話番号 03-3501-1767
農林水産省	食によるインバウンド対応推進事業	「食と農の景勝地」を認定し、地域の食やそれを支える農林水産業・美しい景観等の観光資源の魅力を効果的に海外に発信する。 →地域の魅力を記録した映像の集約と、国内外への発信 →映像制作 →国内外の料理人や有識者の派遣・研修事業	民間団体等	定額	⑤	-	70の内数	(事業参考HP URL) http://www.maff.go.jp/j/g_biki/p_group/aim/kekka/pdf/28_405.pdf	■課室名 食料産業局食文化・市場開拓課 ■電話番号 03-6744-1779
	農山漁村振興交付金	訪日外国人を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図り、農山漁村での滞在を伴う「農泊」を推進するため、ソフト対策 (HPの多言語化、外国人向け体験プログラムの企画) と併せ、小規模な施設改修等 (Wifi環境の構築、客室やトイレの洋式化などの宿泊施設の改修) を実施	地域協議会	定額 (～800万円)	②③⑤	-	15,000の内数	(事業参考HP URL) http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html	問い合わせ窓口は各地域農政局 ■課室名 農村振興局都市農村交流課 ■電話番号 03-3502-5946
	農山漁村おみやげ農産物販売促進事業	広域周遊ルート上の農山漁村地域及び「食と農の景勝地」において、外国人への販売促進に向けたWi-Fi環境構築、多言語表示板の設置などの環境整備や農産物直売所等の施設改修等を支援	市町村等	定額,1/2	⑤	250の内数	-	(事業参考HP URL) http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/omiyage.html	■課室名 農村振興局都市農村交流課 ■電話番号 03-3502-5946

文化庁	日本遺産魅力発信推進事業	日本遺産に認定したエリアにおける地域の活性化及び観光振興に関する支援として、情報発信にかかる支援策及びハード事業に係る事業メニュー化を実施する。 -(事業内容例)- →情報発信、人材育成に係るソフト事業(パンフ作成、解説員育成) →普及啓発としてのイベントの実施 →トイレ、ベンチ、看板等の整備 →専門家派遣等 日本遺産に認定された地域に対して、「日本遺産」を通じた地域活性化を目的として、①情報発信・人材育成、②普及啓発、③公開活用のための整備に対して必要な財政支援を行う。 (事業内容例) ①情報発信、人材育成事業 多言語HP、パンフレットの作成等 ②普及啓発事業 発表会、展覧会、ワークショップ等 ③公開活用のための整備に係る事業 周辺環境等整備(トイレ・ベンチ、説明板の設置等)等	市町村	定額	②④⑤	-	1,673	日本遺産に該当する公園は8公園中、大山隠岐国立公園のみ該当 8公園中、大山隠岐国立公園のみ、公園内に日本遺産のストーリーを構成する文化財が存在する。 (事業参考HP URL) http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/h29_gaiyo_sanko.pdf	■課室名 文化庁文化財部記念物課 ■電話番号 03-5253-4111 ■メールアドレス japan-heritage@bunka.go.jp
	文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業	地方公共団体が行う地域の文化資源等を活用した文化芸術活動における文化推進体制の構築する各種取組の支援(補助率:1/2上限) (事業内容例) ・ワークショップの開催 ・文化芸術政策の企画立案のための調査や運営 ・多言語対応の文化事業等	市町村	~1/2	②⑤	-	2,790	(事業参考HP URL) http://www.chiikiglocal.go.jp/	■課室名 文化庁文化財部芸術文化課文化活動振興室 ■電話番号 03-5253-4111(内線2836)
総務省 (P)	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 公衆無線LAN環境整備支援事業(防災拠点のみ)	事業採算上等の問題により整備が困難な公共的な観光・防災拠点において、地方公共団体等がWi-Fi環境の整備を行う場合に、その事業費の一部を補助 (事業内容例) ・観光案内所、博物館、自然公園、都市公園、文化財等の観光拠点 ・官公署、避難場所、避難所(学校等)等の防災拠点	地方公共団体等	地方公共団体 1/2 第3セクター 1/3	⑤		3890	「総務省 Wi-Fi環境の整備促進」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/kyouzinkasinsei.html	■課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課(担当者:松浦) ■電話番号 03-5253-5853 ■メールアドレス h2.matsuura@soumu.go.jp
林野庁 (P)	森林景観を活かした観光資源の創出	国有林内における「レクリエーションの森」において、モデル箇所を選定し、重点的に国有林野の観光資源としての活用推進事業を実施する。 (事業内容例) ・環境保全対策としての修景伐採 ・木道などの施設整備 ・多言語看板やパンフレット作成 ・多言語ウェブサイトの整備等 ※本事業は、環境省「国立公園満喫プロジェクト」の実施地域の周辺等のレクリエーションの森を対象。	国	10/10		-	250	「レクリエーションの森」(参考URL) http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html	■課室名(事業担当課) 国有林部 経営企画課国林野総合利用推進室(担当者:山之内課長補佐) ■予算執行部署 森林管理局(保全課) ■電話番号(本庁) 03-6744-2323 ■メールアドレス rumiko_yamanouchi170@maff.go.jp

環境省	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	1.外国人満喫ツアーコンテンツの磨き上げ・人材育成事業 2.国立公園満喫プロジェクト広報戦略策定事業 3.外国人受入れ体制推進事業	民間事業者 (入札)		②、⑤	200			■課室名 国立公園利用推進室（担当者：寺田） ■電話番号 03-5521-8271 ■メールアドレス
	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	選定8公園における国立公園等整備費	直轄整備 (入札)		④	8,877			■課室名 自然環境整備課（担当者：清水） ■電話番号 03-5521-8280 ■メールアドレス AKIFUMI_SHIMIZU@env.go.jp
	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	選定8公園における自然環境整備交付金	都道府県	都道府県1/2	④	1,000			■課室名 自然環境整備課（担当者：清水） ■電話番号 03-5521-8281 ■メールアドレス AKIFUMI_SHIMIZU@env.go.jp
	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	1.ステップアッププログラムの推進 2.個別プログラム（①外国人向け満喫ツアーコンテンツの発掘、磨き上げ、人材育成、②広報戦略に基づく海外への情報発信）の実施 3.ステップアッププログラム2020のフォローアップと水平展開 4.温泉資源を活用した地域活性化・魅力向上事業	民間事業者 (入札)		②、⑤	500			■課室名 国立公園課（担当者：齋藤） 国立公園利用推進室（担当者：寺田） 温泉地保護利用推進室（担当：楠本） ■電話番号 03-5521-8272 03-5521-8271 03-5521-8280 ■メールアドレス MASANORI_SAITO@env.go.jp
	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	選定8公園における国立公園等整備費 1.国立公園への誘導 2.ビューポイントの整備 3.ビジターセンター等の再整備	直轄整備 (入札)		④	1,500			■課室名 自然環境整備課（担当者：清水） ■電話番号 03-5521-8280 ■メールアドレス AKIFUMI_SHIMIZU@env.go.jp
	自然公園等事業費	全国の国立・国定公園等 1.国立公園、国指定鳥獣保護区及び国民公園における施設の整備 2.国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設の整備等の支援に対する交付金	直轄整備 (入札) 都道府県	2.の場合、都道府県1/2	④	8,148			■課室名 自然環境整備課（担当者：清水） ■電話番号 03-5521-8280 ■メールアドレス AKIFUMI_SHIMIZU@env.go.jp
	自然公園等事業費	全国の国立・国定公園等 1.外客受入施設等整備事業	直轄整備 (入札)		④	1,500			■課室名 自然環境整備課（担当者：清水） ■電話番号 03-5521-8280 ■メールアドレス AKIFUMI_SHIMIZU@env.go.jp
	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業 協議会に対する資源調査、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、ネットワーク構築に要する経費を支援	地域協議会	地域協議会への交付金1/2	②、⑤	25			■課室名 国立公園利用推進室（担当者：寺田） ■電話番号 03-5521-8271 ■メールアドレス
	生物多様性保全推進支援事業	自然公園法等で指定された保護地域における保全再生等	地域協議会	地域協議会への交付金1/2	④	75			■課室名 生物多様性施策推進室（担当者：小山内） ■電話番号 03-5521-9108 ■メールアドレス YUTO_OSANAI@env.go.jp

阿寒国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2020 の検討の進め方

阿寒国立公園満喫プロジェクトを推進するためのステップアッププログラム 2020 の策定に向けて、阿寒国立公園満喫プロジェクト地域協議会（以下「地域協議会」という。）及び各地域部会（阿寒地域部会、摩周地域部会）において、以下のとおり検討を進める。

平成 28 年 9 月 13 日【済】

- 地域協議会（第 1 回）
- 阿寒地域部会・摩周地域部会（第 1 回）（合同開催）
 - ・地域協議会の設置
 - ・阿寒国立公園満喫プロジェクトについて
 - ・ステップアッププログラムの検討の進め方

10 月 26 日（水）

- 阿寒地域部会（第 2 回）
- 摩周地域部会（第 2 回）
 - ・ステップアッププログラム（素案）について

11 月 22 日（火）

- 阿寒地域部会（第 3 回）
- 摩周地域部会（第 3 回）
 - ・ステップアッププログラム（案）について
 - ・各部会とりまとめ

12 月 20 日（火）

- 地域協議会（第 2 回）
 - ・ステップアッププログラム（案）について
 - ・とりまとめ